|  |
| --- |
| ①下記②③以外の場合　⇒　チェックリスト①を使用  ②当該設備が一代前モデルのソフトウエア組込型機械装置（中小企業者等が取得又は製作をするものに限る。）である場合　⇒　チェックリスト②を使用  ③当該設備がソフトウエア（中小企業者等が取得又は製作をするものに限る。）である場合　⇒　チェックリスト③を使用 |

**貴社名 ：**

**証明書発行設備機器名 ：**

【チェックリスト①】

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | | | 製造業者記入欄 | 証明者  チェック欄 |
| 該当要件 | 「最新モデル」に該当するか | 下記の(ア)又は(イ)のいずれかに該当。  (ア)当該設備は、取得等をする年度から起算して、一定期間(※１)以内に販売が開始されたものであり、かつ販売以降、当該設備より新しい同種同用途のモデルは販売されていない。  (イ)当該設備は、販売開始年度が取得等をする年度及びその前年度であるモデルである。 | １．該当　　　２．非該当 |  |
| 販売開始年度 ： 年度  取得等をする年度： 年度  該当はアですか。 イですか。 |  |
| 「生産性向上」に該当するか | 当該設備の一代前モデルと比較して年平均１％以上の生産性向上を達成している。 | １．該当　　　２．非該当 |  |
| ＜比較指標＞  （＊）以下の１～４までのいずれかの指標で比較。  　１．生産効率【　　　】  　２．精度【　　　】  　３．エネルギー効率【　　　】  　４．その他【　　　】  ＜指標数値＞  （一代前モデル）：  （当該設備）　 ：  ＜生産性向上＞  　年平均 ％ |  |
| 先端設備の当否 | | | １．該当　　　２．非該当 |  |

（※１）一定期間は、機械装置：１０年、工具：４年、器具備品：６年並びに建物及び建物附属設備：１４年とする。

（※２）当該設備が器具備品のうちサーバー用の電子計算機である場合には、中小企業者等（情報通信業のうち自己の電子計算機の情報処理機能の全部又は一部の提供を行う事業を行うものを除く。）が取得又は製作をするもののみが対象となる。

|  |
| --- |
| ①下記②③以外の場合　⇒　チェックリスト①を使用  ②当該設備が一代前モデルのソフトウエア組込型機械装置（中小企業者等が取得又は製作をするものに限る。）である場合　⇒　チェックリスト②を使用  ③当該設備がソフトウエア（中小企業者等が取得又は製作をするものに限る。）である場合　⇒　チェックリスト③を使用 |

【チェックリスト②】

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | | | 製造業者記入欄 | 証明者  チェック欄 |
| ソフトウエア組込型機械装置に該当するか。 | | | １．該当　　　２．非該当 |  |
| 該当要件 | 「一代前モデル」に該当するか | 当該設備は、取得等をする年度から起算して、１０年以内に販売が開始されたものである。 | １．該当　　　２．非該当 |  |
| 販売開始年度： 年度 |  |
| 販売以降から最新モデルの販売までに、当該設備以外の同種同用途のモデルは販売されていない。 | １．該当　　　２．非該当 |  |
| 「生産性向上」に該当するか | 当該設備(一代前モデル)が二代前モデルと比較して年平均１％以上の生産性向上を達成し、かつ最新モデル自体も、当該設備(一代前モデル)と比較して年平均１％以上の生産性向上を達成している。 | １．該当　　　２．非該当 |  |
| （当該設備と二代前モデルの比較）  ＜比較指標＞  （＊）以下の１～４までのいずれかの指標で比較。  　１．生産効率【　　　】  　２．精度【　　　】  　３．エネルギー効率【　　　】  　４．その他【　　　】  ＜指標数値＞  （二代前モデル）：  （当該設備）　 ：  ＜生産性向上＞  　年平均 ％ |  |
| （最新モデルと当該設備の比較）  ＜比較指標＞  （＊）以下の１～４までのいずれかの指標で比較。  　１．生産効率【　　　】  　２．精度【　　　】  　３．エネルギー効率【　　　】  　４．その他【　　　】  ＜指標数値＞  （当該設備） ：  （最新モデル）：  ＜生産性向上＞  　年平均 ％ |  |
| 先端設備の当否 | | | １．該当　　　２．非該当 |  |

|  |
| --- |
| ①下記②③以外の場合　⇒　チェックリスト①を使用  ②当該設備が一代前モデルのソフトウエア組込型機械装置（中小企業者等が取得又は製作をするものに限る。）である場合　⇒　チェックリスト②を使用  ③当該設備がソフトウエア（中小企業者等が取得又は製作をするものに限る。）である場合　⇒　チェックリスト③を使用 |

【チェックリスト③】

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | | | 製造業者記入欄 | 証明者  チェック欄 |
| 該当要件 | 「設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び  分析・指示機能」を有するか | 以下に掲げる情報のいずれか１つ以上を収集する機能が実装されている。  ①　生産情報  ②　販売情報  ③　在庫情報  ④　顧客情報 | １．該当　　　２．非該当 |  |
| 収集する情報の番号を以下に記載  【　　　　　　　　　　　】 |  |
| 収集した情報に基づく分析・指示機能(※)を有している | １．該当　　　２．非該当 |  |
| 分析・指示機能の概要： |  |
| 「最新モデル」に該当するか | 下記の(ア)又は(イ)のいずれかに該当。  (ア)当該設備は、取得等をする年度から起算して、５年以内に販売が開始されたものであり、かつ販売以降、当該設備より新しい同種同用途のモデルは販売されていない。  (イ)当該設備は、販売開始年度が取得等をする年度及びその前年度であるモデルである。 | １．該当　　　２．非該当 |  |
| 販売開始年度： 年度  取得等をする年度： 年度 |  |
| 先端設備の当否 | | | １．該当　　　２．非該当 |  |

（※）収集した情報に基づく分析・指示機能とは、以下のいずれかの機能をいう。

①製造設備、倉庫設備等の制御システムに対する指示機能

　　　　　例）MES（製造実行システム）

　　　　　　　SCE（サプライチェーン実行システム）

　　　　　　　LES（物流実行システム）

②適切な在庫調達や設備の保守管理などを実現するため、作業者に対して最適な行動を促す機能

　　　　　例）生産情報、在庫情報等を踏まえ、自動的に必要な発注を実行する機能

　　　　　　　過去の販売情報から適正在庫水準を分析し、在庫状況に合わせてアラートを発出する機能

　　　　　　　生産情報から不良品の発生状況を分析し、改善すべきポイントを明示する機能

　　　　　　　営業先への最終訪問後、一定期間を経過した場合に自動でアラートを発出する機能